

北日本病害虫研究会賞規程

1. 会則第6条第3項に基づき、北日本病害虫研究会賞を設け、表彰に関する規程を次のように定める。
2. 北日本病害虫研究会は、病害虫防除並びに農薬に関する知識の向上および普及を図り北日本地域における農業の発展に顕著な貢献をした北日本病害虫研究会員に、北日本病害虫研究会賞(以下、研究会賞)を贈る。
3. 研究会賞としては、防除技術開発・技術普及部門(以下、防除技術部門)および研究報文部門(以下、報文部門)を設け、報文部門には病害分野および虫害分野を設ける。ただし、報文部門は本会報に掲載された報文に限る。毎年、防除技術部門は1名・組、報文部門は2報(病害分野・虫害分野各1報)とするが、例外を設ける場合もある。
4. 研究会賞受賞者は、各道・県北日本病害虫研究会賞選考委員会の推薦を受け、北日本病害虫研究会賞代表選考委員会において決定される。
5. 本研究会は、総会において研究会賞受賞者を表彰し、受賞者名とその受賞内容を研究会報に掲載する。
6. 研究会賞に要する費用は北日本病害虫研究会の経費による。
7. 研究会賞実施のための詳細は実施要領および実施細則による。

附 則

この規程は2008年2月7日から施行する。